

# 横浜市商店街個店の活力向上事業 募集案内

現状の課題を踏まえ、その課題解決に結びつく事業を新たに実施する事業者（商店会加盟店舗等）に対して、店舗改装費等の経費の一部を補助します。

**《応募期限》令和4年11月30日（水）17時まで**

※ ただし、予算がなくなり次第、期間内でも終了となります。

※ 郵送の場合は必着

## 1 応募できる方

現在店舗を営業している 個人、中小企業（みなし大企業を除く）、商店会、各種団体で、当該年度末までに改装工事等を終え、申請した事業を新たに開始する方のうち、以下のチェック全て当てはまるもの

<input type="checkbox"/>	(1) 応募申請の日以前に、 <u>1年以上継続して同一店舗にて同一事業を営んでいること</u>
<input type="checkbox"/>	(2) <u>2年以上継続して事業を行うことが見込まれること</u>
<input type="checkbox"/>	(3) <u>店舗を週4日以上開設し、継続的に事業を行うこと</u> ※コロナに関連した営業自粛を除く
<input type="checkbox"/>	(4) 新規事業に際し法律に基づく <u>資格が必要な場合には、当該資格を有し、又は開業までに有する見込みがある若しくは新規事業開始までに当該資格を有する見込みがあること</u>
<input type="checkbox"/>	(5) <u>市町村民税等税金を滞納していないこと</u>
<input type="checkbox"/>	(6) 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第55号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと
<input type="checkbox"/>	(7) 暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）でないこと
<input type="checkbox"/>	(8) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないこと
<input type="checkbox"/>	(9) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団に該当しないこと
<input type="checkbox"/>	(10) 過去、本事業（商店街第二創業支援事業を含む）による補助金の交付を受けていないこと

※（6）から（9）について、条例に基づき、神奈川県警本部に問い合わせを行います。あらかじめご了承ください。



### 対象とならない店舗

- 商店街エリアにない（商店会に加盟できない）店舗
- 百貨店、駅ビル等大型商業施設のテナント型店舗
- 開業して1年に満たない店舗
- 自宅を改装して新たに店舗にする場合（現在も営業している店舗が対象です。）
- 申請できる業種に一部制限があります。詳細についてはホームページに掲載している「横浜市商店街個店の活力向上事業補助金交付要綱」の「別表1」をご覧ください。

## 2 対象となる事業

現状の課題を踏まえ、新たな事業がその課題解決に結びつく事業であること

(※課題解決につながらない単なる改装やリフォームは対象となりません。)

### (1) 業態変更

地域や顧客の需要に合わせて、販売方法やサービスの提供方法の変更や拡充を行う場合

**事業例** (以下の事業に限定されません)

- 物販店がイトインのスペースを設ける
- 店舗販売のみの店舗が通信販売やネット販売を新たに始める

### (2) 業種変更

地域や顧客の需要に合わせて、現在の業種とは異なる業種に転換する場合

**事業例** (以下の事業に限定されません)

- 物販店からカフェへの転換
- 青果店から弁当、総菜販売への転換

### (3) その他

顧客となるターゲット層の変化などにより、店舗内を改装等する場合

**事業例** (以下の事業に限定されません)

- 大人専用の衣料品店が子供服の取扱いを新たに始めるにあたり、キッズスペースを設置
- 一般的な飲食店から、来店者全員でスポーツ観戦ができるスポーツカフェに変更



#### 対象とならない事業

- 課題解決と結びつかない事業
- 業種・業態変更等により事業を縮小する場合
- 事務所や貸スペースのみの運営等、商店街の賑わいに寄与※しない事業

※お客さんの来店により来街者が増える等

- 単なる販売品目の拡充
- 単なる改装、店舗の移転
- 新規性が認められない単なる広報
- 2年間の事業継続が見込めない事業
- 空き店舗等で新たに開業する場合 (居抜きによる開業を含む)
- 店舗の一部のみを対象としたバリアフリー化

(店舗全体がバリアフリー化できる内容の場合は対象となります。)

### 3 支援内容

#### (1) 補助率・補助限度額

補助率	1 / 2
補助限度額	100万円

#### (2) 補助対象経費

補助事業実施のために必要となる「店舗改装費」「在庫等処分費」「委託費」「広報費」で、使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費に限ります。また、領収書等により金額・支払い等が確認できないものは補助の対象になりません。

経費区分	内容
店舗改装費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●店舗改装工事</li> <li>●使用目的が限定でき、店舗内据置又は容易に持ち運びができない備品・機械装置等。</li> </ul> <p>ただし、店舗改装工事と一体で購入するもの以外で、1件3万円（税抜）未満にもものについては、消耗品とみなし補助の対象外とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>■ 対象とならない経費の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物本体に影響を与える増築工事、改築工事、外構工事等</li> <li>・パソコン、カメラ、机、椅子等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの</li> <li>・車両の購入費</li> </ul> </div>
在庫等処分費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既存事業における在庫を、廃棄又は処分するために支払われる経費</li> <li>●既存事業の廃止に伴う機械装置・工具・器具・備品の処分費</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>■ 対象とならない経費の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在庫を売って対価を得る場合の処分費</li> <li>・消耗品の処分費</li> </ul> </div>
委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門家等から本補助事業に係る指導・アドバイスを受ける経費</li> <li>●事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費（ホームページ作成委託、市場調査委託等）</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>■ 対象とならない経費の例</p> <p>販売用商品（有償で貸与するものを含む。）の製造委託及び開発委託に係る費用</p> </div>

<p>広報費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助事業に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費</li> <li>● ダイレクトメールの郵送料・メール便等の実費</li> <li>● 新聞等の折り込みに係る費用</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>■対象とならない経費の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切手の購入を目的とする費用</li> <li>・本補助事業と関係のない活動に係る広報費</li> <li>・補助事業のみに係った広報費と限定できないもの</li> </ul> </div>
------------	---

【次に掲げる経費は、補助の対象となりません。】

- (1) 通信運搬費（電話代、切手購入、インターネット利用料金等）、光熱費
- (2) 会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料
- (3) スキルアップ、能力開発のための研修参加費
- (4) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (5) 消費税及び地方消費税
- (6) 各種手数料
- (7) 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- (8) 上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費



ご注意ください

■事業開始後2年未満で事業を中止若しくは廃止又は店舗を移転する場合、補助金の返還を求めます。

■次の場合は補助対象外となります。

交付決定日より前に支払った場合

交付決定日より前に契約、発注した場合

交付決定日より前に改装工事や新たな事業を開始した場合

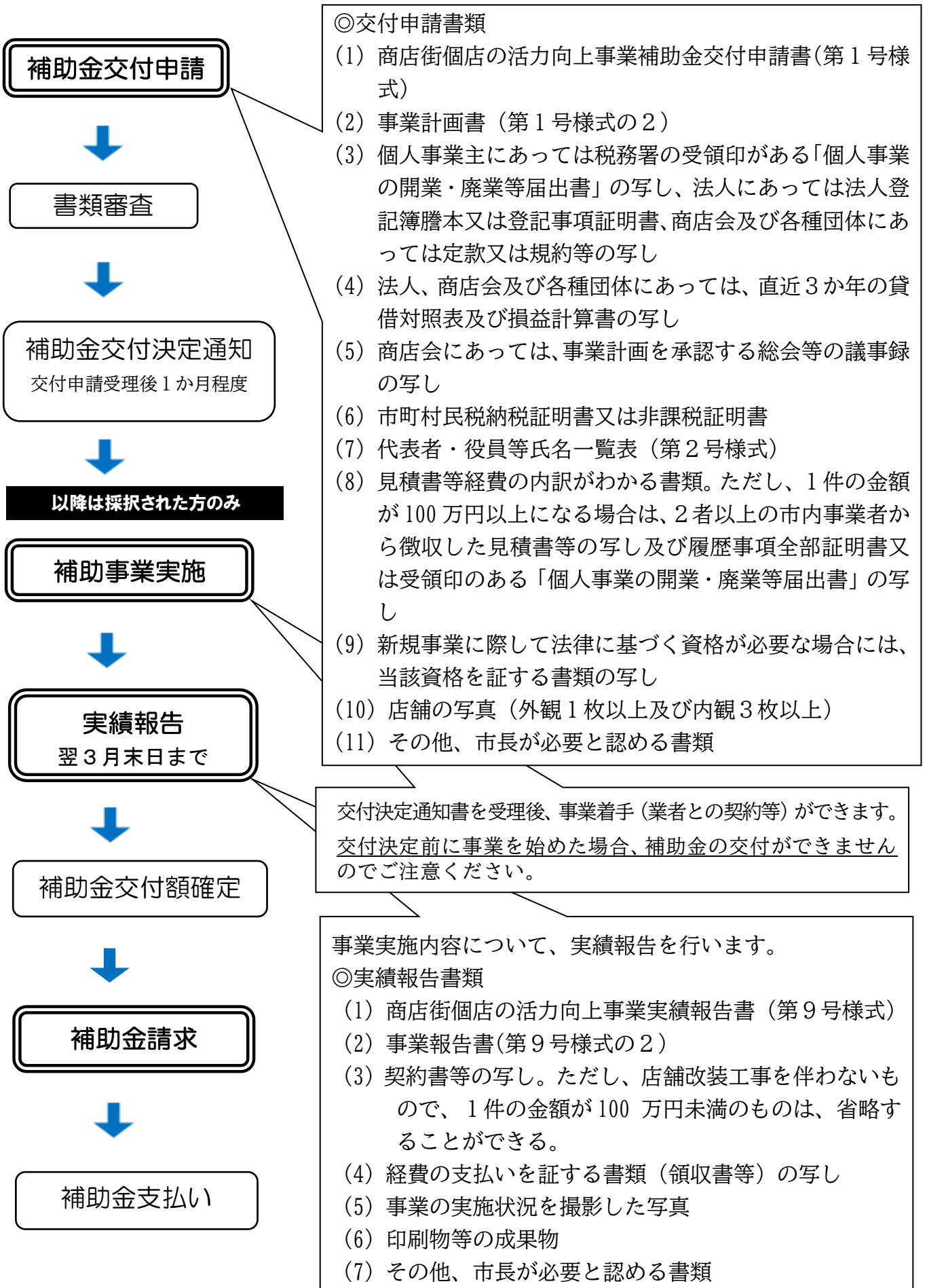
■1件の金額が100万円を超える契約・発注を行う場合、交付申請時に2者以上の市内に本社を置く事業者から見積書等の写し及び履歴事項全部証明書又は個人事業主の場合は受領印のある「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しを徴収し、価格の安い方に契約・発注していただくことになります。

■好事例については、横浜市商業振興課の作成する事例集に掲載をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。掲載に際しては、下記の内容を掲載させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

- ・店舗・店主の写真撮影
- ・事業実施のコンセプトなどの聞き取り
- ・店主等のコメント聞き取り

#### 4 申請の流れについて

##### (1) 書類審査から交付までの流れ



## (2) 審査基準

No.	項目	評価の視点	加重配点	点数
1	課題認識	・現状の課題やニーズを捉えた認識になっているか ・根拠となるデータや統計があるか		0-10
2	目標	・現状の課題やニーズに対応する目標になっているか ・具体的な数値目標になっているか ・顧客ターゲットは明確か		0-10
3	事業内容	・現在の事業を拡大する新たな取組か ・業種変更の場合は、現在の事業に代わる新たな取組か ・事業のコンセプトは明確か ・目標を達成する事業内容となっているか	×2	0-10
4	費用・ 収益性・ スケジュー ール	・売上及び利益計画の根拠は明確か ・客単価・客数、積算根拠に信頼性はあるか ・資金計画に妥当性はあるか ・スケジュールは適正か	×2	0-10
5	波及性・ 継続性	・店舗継続に長く貢献する事業か ・商店街の活性化に繋がる事業か		0-10
				70

### 【選定基準】

1～5の項目が平均49点（7割）かつ3点以下の審査員の採点がないこと

## 5 その他

ご申請いただいた事業計画書を審査します。

審査で不採択となった場合、補助対象とはなりません。

※ただし、不採択となっても、同一年度の再申請は可能です。

※必ず本要項をお読みいただいた上でご応募ください。

※申請書の書き方など、随時事前相談を受け付けております。

事前相談をご希望の方は、下記の「問い合わせ・書類提出先」にお電話または電子メールでご連絡ください。

※申請書類を直接持参にて提出される場合は、事前にお電話やメールにて予約をお願いいたします。

問い合わせ・書類提出先

※書類の提出は郵送または持参のみ受付

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 (横浜市庁舎 31階)

横浜市経済局商業振興課 商店街個店の活力向上事業担当

電話：045-671-3488 / F A X：045-664-9533

Eメール：ke-syogyo@city.yokohama.jp

受付：月～金【祝日は除く】

9:00～12:00・13:00～17:00

アクセス

- ・みなとみらい線「馬車道駅」  
1C 出入口直結
- ・JR・市営地下鉄「桜木町駅」  
徒歩3分

